

《長崎新聞 平成26年12月22日朝刊より転載》

【質問】高額療養費制度について教えてください。
(40代、主婦)

高額療養費制度



千円を差し引いた73万3千円の1% (7330円) を、規定の8万100円に加えた8万7430円が

で、入院中の食費や差額ベッド代等は含まれません。一つの病院で自己負担限度額を超えなくても、複数の病院の合算で限度額を超えれば高額療養費の支給対象となります。同じ医療保険に加入している、同一世帯の家族の合算により限度額を超えても、高額療養費の

経済力に応じ負担軽減

【回答】高額療養費制度とは、病院や薬局の窓口で支払った一部負担金が、月単位で一定額を超えた場合、その超えた金額が払い戻される制度です。

国は2015年1月から、患者の経済力に応じた負担を求める観点から、高額療養費の所得区分や算定基準額(自己負担限度額)を細分化します。

例えば、70歳未満で標準報酬月額28万~50万円(国

保では基礎控除後の所得210万円超~600万円以下)の人で、1カ月の総医療費が100万円のケース。まずは3割負担で、30万円を一部負担金として窓口で支払います。

高額療養費の算定基準によると、総医療費100万円から規定の金額26万7

「自己負担限度額」となります。既に窓口で払った30万円との差額21万2570円が戻ってくるようになります。

自己負担限度額の詳しい決定方法は、医療保険者に確認してください。

申請ができます。また、直近12カ月間に3回以上、高額療養費の支給を受けている場合、4回目からはその月の自己負担限度額が引き下がります。

これらの高額療養費の申請方法は2種類あります。一つは窓口でいったん支払った後、各保険者に申

「限度額適用認定証」を利用

請して払い戻しを受ける方法です。

もう一つは、事前に保険者に申請して交付される「限度額適用認定証」を利用する方法です。受診時に認定証を提示すれば、支払い金額を自己負担限度額までにとどめることができ、高額な医療費を一時的とはいえ立て替える必要がなくなります。限度額を超えるかどうか、分からない場合でも申請可能です。

最近では外来でも高額な薬を使うようになり、窓口での支払いも大きくなってきました。経済的理由で受診をためらっている人は、加入している医療保険者に尋ねてみてください。ほかにも救済措置はあります。(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。